

出張報告書

下関市議会議長殿

令和5年6月30日

<p>職氏名</p> <p>文教厚生委員長 星 出 恒 夫</p> <p>〃 副委員長 村 中 良 多</p> <p>〃 委 員 香 川 昌 則</p> <p>〃 委 員 桧 垣 徳 雄</p> <p>〃 委 員 吉 村 武 志</p> <p>〃 委 員 河 野 淳 一</p> <p>〃 委 員 下 村 秀 樹</p> <p>〃 委 員 秋 月 美佐子</p> <p>〃 委 員 竹 村 克 司</p> <p>担当書記 田 中 一 祥</p> <p>〃 飯 田 洋 詩</p>	<p>用 務</p> <p>所管事務調査</p> <p>① ひきこもり等子ども・若者相談支援センターについて</p> <p>② 尼崎市立歴史博物館について</p> <p>③ 特別支援教育について</p>
<p>期 間</p> <p>令和5年5月23日から</p> <p>令和5年5月25日まで</p>	<p>出張先</p> <p>大阪府 枚方市 (①)</p> <p>兵庫県 尼崎市 (②)</p> <p>岡山県 玉野市 (③)</p>

1. 大阪府 枚方市

(人口約39万7千人、面積約65km²)

枚方市役所を訪問した。視察の冒頭、八尾副議長から挨拶をいただき、星出文教厚生委員長が答礼を行った。

ひきこもり等子ども・若者相談支援センターについて、以下の者から、別添資料に基づき詳細な説明を受けた後、質疑を行った。

【説明者】 子ども相談課 上田課長、足立係長



【ひきこもり等子ども・若者相談支援センターについて】

1) 枚方市における、ひきこもり等の子ども・若者支援の経緯

平成22年4月の「子ども・若者育成支援推進法」施行後、枚方市では、ひきこもりやニート、不登校などの相談機関や関係機関におけるネットワーク構築のため、市内で活動する各機関に呼びかけを行い、平成24年6月から「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を設置している。(平成30年3月から子ども・若者育成支援推進法に基づく「枚方市子ども・若者支援地域協議会」として位置付け)

平成25年4月には「枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を設置、同年5月に「枚方市子ども・若者育成計画」が策定され、以降、ひきこもり等の子ども・若者に対する早期の相談支援と相談者の自立支援に向けた様々な取り組みが推進されている。

2) ひきこもり等子ども・若者相談支援センター

ひきこもり等子ども・若者相談支援センター（以下「センター」）は、子ども未来部子どもの育ち見守り室「となとな」の子ども相談課内にあり、15歳から概ね39歳までの子ども・若者と当事者の家族を対象として、ひきこもりやニート、不登校に関する相談を受けている。

センターでは、臨床心理士や社会福祉士等の資格を有する職員が面接相談や電話相談を通じて、相談者に合わせた対応方法や支援を継続して検討していく。また、必要に応じて自宅への家庭訪問や、より適した相談窓口や支援機関に職員が同行していくなどの訪問支援も実施している。

このほか、ひきこもり等の当事者の社会参加へのきっかけづくりを目的とした居場所支援事業「ひらぼ」、当事者を支える家族の相互理解や交流を目的とした「家族の会」の事業を実施している。

なお、子ども相談課には、18歳未満の子どもや子育てに関する「家庭児童相談」やひとり親の自立支援に関する「ひとり親家庭相談支援センター」などの複数の相談窓口があるほか、小中学生を対象としたSNS相談、SSW（スクールソーシャルワーカー）活用事業などの業務を行っている。

3) 相談機関・関係機関との連携

子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」）では、相談者に対する切れ目のない適切な支援が可能となるよう、各機関が顔の見える関係を築き、連携を強めていくことを目的とした複数の会議が開催されている。

センターが事務局を務める実務者会議では、チームごとに設定されたテーマを継続して検討していく、事前に会議の出欠確認は行わないなど、各機関が主体性を持って参加ができるよう工夫がなされている。テーマの設定や次回の会議内容については、毎回、実務者会議の前月に開催される世話人会議で協議されている。（実務者会議の開催案内は、令和4年3月時点で30機関・35窓口に送付）

【主な質疑応答】

Q 15歳未満の潜在的対象者との接点の作り方について

A 子ども相談課内の家庭児童相談がゼロ歳から18歳までの子育ての相談を受ける部署となっており、15歳未満については、こちらで相談を受けているところである。

こちらでの相談は、18歳で一つの区切りとなるが、状況により支援が必要と判断される場合は、子ども・若者相談のほうにケースを引き継ぎさせてもらって支援を継続することもある。

Q 40歳以上のひきこもり対象者への対応について

A センターだけで対応が難しい場合は、実務者会議のメンバーと連携を図りながら、職員が各窓口まで同行するなどして案件を引き継いでいる。（就労支援に関する案件であればハローワーク、生活困窮や障害のある方への対応など重層的支援に係る内容であれば福祉事務所の総合相談窓口や福祉や地域の情報に詳しいCSW（コミュニティソーシャルワーカー）など）

Q 協議会における世話人会議の役割について

A 世話人会議のメンバーは（一社）ステップフォワード、（特活）ひらかた市民活動支援センター、不登校・ひきこもり家族会連絡会、観光にぎわい部商工振興課、健康福祉部保健医療課の5か所。事務局が市直営のため、行政主導になりやすいことは一つの課題と考えているが、各機関のネットワークを構築していく中で、事務局以外のメンバーと一緒に協働ができる世話人会議の仕組みは有効と感じている。

Q 多くの関係機関や部局とのネットワークづくりが成功したポイントは。

A 平成24年度当初は市の福祉関係の部署で経験を積んだ職員たちが中心となり、職員たちのこれまでの人間関係を生かしながら、各機関とのネットワークづくりが進められたと聞いている。

Q 子ども・若者育成支援のための施策に係る各自治体の状況について

A 枚方市と同様に、子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会や相談窓口を設置しているのは、大阪府内では、豊中市、茨木市、吹田市、堺市。令和5年度から、こども家庭庁に所管が移り、国の事業として全国的にセンターの設置を進めていくというような動きがある。子ども・若者育成支援推進法は、ひきこもりだけでなく、児童虐待、若者の生活困窮や非行などを広く対象としているが、枚方市の場合は、ひきこもりや不登校などの自立に向けての相談に特化した形で取り組んでいるのが特徴である。

Q これまでの10年間の取り組みの中で見えてきた課題は。

A センターなどの相談窓口の存在をどうやって知ってもらうかといった対象者とつながる方法については、常に課題として捉えており、若い世代と早くつながれるよう、オンラインやSNSの活用も検討していく必要があると感じている。また、相談者からいただいたアンケート結果を基に、当事者がどのような思いでいるかを考えながら、常に当事者の視点に立った支援につなげていきたい。

Q 枚方市の子ども未来部の人員体制について

A 子ども未来部には「子どもの育ち見守り室」と「子育て支援室」の2つの室があり、子どもの育ち見守り室に「子ども相談課」と「子ども支援課」がある。

子ども相談課には正職員が8名（課長（保健師）1名、課長代理・係員（事務職）2名、臨床心理士5名）、会計年度任用職員が23名（臨床心理士・社会福祉士・精神保健福祉士等16名、SSW7名）在籍しており、子ども支援課には正職員が10名、会計年度任用職員が3名ほど在籍している。

Q 子ども・若者支援の取り組みを進めていくに当たり、参考とした自治体は。

A 窓口を委託で運営している佐賀県や、児童の相談と一緒にセンター運営をしている愛知県豊橋市（なお、相談業務は委託で運営）などを参考にしている。子ども・若者育成計画の中の目標指標（自立の方向に変化した利用者の割合）については北九州市を参考にした。

Q 日本国籍を持たない方のひきこもりの状況について

A 把握ができておらず、相談者の中でも父母が外国籍というケースは少ない。潜在的に対象者はいるが、出会えていないのだろうという印象を持っている。

Q SSW（スクールソーシャルワーカー）の所属について

A 当初は教育委員会に所属していたが、不登校やいじめの問題を福祉的な観点で見ていくため、現在は子ども未来部に所属している。ただし、教育委員会から全てが離れたわけではなく、教育委員会の指導主事が子ども相談課にも籍を置いており、SSWと学校とのつなぎ役となって活動している。

Q SNS相談とLINE相談の実施体制について

A 小中学生を対象にしたSNS相談は、児童生徒のタブレット内のアプリから相談ができるようになっていて、令和5年4月から本格実施している。また、LINE相談は、ひとり親を対象としている。どちらも24時間いつでも相談することができるが、子ども相談課からの返信は業務時間内での対応となる。

（なお、最後に議場を見学させていただいた。）



2. 兵庫県 尼崎市

(人口約46万人、面積約50km²)

尼崎市立歴史博物館を訪問した。視察の冒頭、門田館長から挨拶をいただき、星出文教厚生委員長が答礼を行った。

当該施設について、楞野学芸員から説明を受けた後、施設見学を行った。



【尼崎市立歴史博物館について】

歴史博物館の敷地は、尼崎城本丸の北側部分に該当する。明治以降、本丸跡は学校用地となり、昭和前期に尼崎市立高等女学校の校舎として鉄筋コンクリート造3階建の校舎が建設された。その後、当該校舎は、高等学校、市立中学校の校舎として使用されていたが、平成19年に中学校が移転し、空き校舎となった。

通常は、校舎を除去して更地にするところであったが、当該敷地が本丸跡であり、埋蔵文化財包蔵地であるため、工事を実施するにも様々な規制が伴う場所であったこと、また、建物そのものも、戦前建築で現存する尼崎市内の学校校舎では最後の建物であったことなどから、地下の遺構の遺跡を守り、かつ、建物の文化財的な価値を生かすべく、当該建物を歴史博物館として活用することとし、令和2年に尼崎市立歴史博物館として開館した。

整備に当たり、耐震診断をしたところ、当該建物がコの字型であったことから、耐震性は思いのほか高く、改修に当たり、窓を壁にしたり、教室の壁は残したりすることで耐震性を確保することができたとのことであった。なお、博物館法では、博物館は原則無料とされているため、入館料は無料としているとの説明があった。

【主な質疑応答】

Q 廃校を活用したいというのが先だったのか、歴史博物館を建てたいというのが先だったのか。

A もともと博物館の計画自体は昭和50年代にあって、昭和63年に博物館準備室もできていたが、阪神淡路大震災などにより、一旦博物館の計画というものが白紙になってしまった。博物館がない状態で、収蔵資料は収集するという状況が続いていたが、この学校が廃校になって、さらに博物館としての活用が見込まれるということで、博物館としての開館に至った。

Q 建物の中は、博物館に改修するために手を加えているが、建物自体は文化財として登録されているのか。

A 現在、登録文化財として登録されるよう手続きを進めているところである。登録文

化財は、国から工事費等の補助はないものの、外観が一定以上残っていれば、建物の中身については、自由にしてもいいという制度になっている。

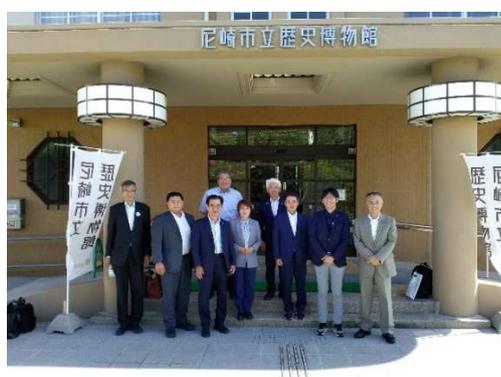
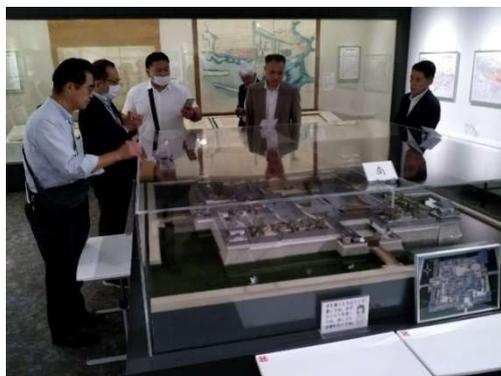
Q 廃校を歴史博物館に改修するのにどの程度の費用がかかっているのか。

A 12億円から13億円程度かかっている。

Q 入館料が無料ということだが、採算はとれているのか。

A 数百円という入館料を徴収したとしても維持管理に見合うものにはならない。入館料で採算がとれている博物館というのは、国内でもおそらく1つか、2つくらいしかないのが現状である。尼崎市立歴史博物館については、先ほど説明したとおり、博物館法では無料が原則となっていることと、尼崎市の歴史を多くの人に広めていくという社会教育施設としての機能に着目して無料という判断に至った。

(施設見学の様子)



3. 岡山県 玉野市

(人口約5万6千人、面積約103㎢)

玉野市役所を訪問した。視察の冒頭、山本副議長から挨拶をいただき、星出文教厚生委員長が答礼を行った。

特別支援教育の取組について、以下の者から、別添資料に基づき詳細な説明を受けた後、質疑を行った。

〔説明者〕 学校教育課 高木課長補佐、海野主幹



【特別支援教育の取組について】

1) 障害等の支援が必要な子供の早期発見と支援の継続

玉野市では、障害等の支援が必要な子供の早期発見と支援の継続のための取組を推進している。支援が必要な子供の早期発見については、発達障害支援コーディネーターや保育カウンセラー等のチームが幼稚園、保育園を巡回して、全4歳児を観察し、支援対象の可能性のある幼児を発見して医療等に繋いでいる。

次に、支援の継続については、中学校区ごとに「中学校区特別支援教育連携部会」を組織し、

障害のある子どもたちを地域の力で支えていくための情報共有や関係機関との連携に取り組んでいる。また、小・中学校や幼稚園、保育園においては、障害等の支援が必要な子どもについて「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、「支援ファイル」に整理した上で、園から学校へ、担任から担任へ支援を受け継いでいる。



2) 特別支援学級及び通常学級での特別支援教育の充実

特別支援学級では、それぞれの子どもたちの教育的ニーズに対応した教育課程が編成され、将来社会的に自立する力の育成に取り組んでいる。具体的には、子どもたちの集団適応力の育成や学力の向上を目的として、通常学級での授業を受ける交流の時間を設定している。また、高等学校への進学等を目指す子どもについては、集団適応力を高め、通常学級への転籍を検討する等、子どもの進路を見据えて教育課程を編成し、総合的な教育で子どもを支援している。

通常学級では、通常学級に在籍する障害のある児童生徒が周囲との適切な人間関係を築き、必要な学力を身につけていくために、一斉指導の中での個別指導の在り方を研究しながら、授業改善や教育相談の充実等に取り組んでいる。具体的には、障害の

ある子どもにとってわかりやすい授業は、すべての子どもにとってわかりやすい授業であるとの考えの下、授業改善に取り組み、目標の提示や視覚支援等を行い、授業のユニバーサルデザイン化に取り組んでいる。また、通級による指導で子どもたちの自尊感情を高め、集団適応力を育成している。

玉野市では、以上のような取組により中学校段階において集団生活への移行を図ることが、高校進学や就職等への対応力の育成に繋がると考えており、これらの取組を玉野市版インクルーシブ教育システムと位置付けているとの説明があった。

【主な質疑応答】

Q 特別支援教育の対象となる児童の割合については、全国平均が5.6%であるが、玉野市の場合は、発見率を高めた結果、10%程度の割合となっている。下関市も含めて、実際はそのぐらいの割合であるという認識でいいか。

A 自治体によって発達障害の子供の人数に差があるかということではないため、相応の人数がいると思われる。

Q 保護者の中には、特別支援学級ではなくて、通常学級に入れてほしいという要望もあるのではないかな。

A 通常学級に入れてほしいという要望もあれば、特別支援学級に入れてほしいという要望もあり、様々である。支援が必要だが、通常学級に入れてほしいという要望に対しては、最終的には保護者の考えによるため、保護者と連携をとりながら支援の在り方を考えていくことになる。また、特別支援学級については、一定の要件を満たさなければ入れないため、どうしても特別支援学級に入れてほしいという要望に対しては、最終的には特別支援教育支援委員会という委員会を開いて、判断することになる。

Q 玉野市では幼稚園や保育園を巡回して、4歳児の時点で支援の必要性を判断しているとのことだが、判断が誤っていた場合や4歳の時点では判断できなかった場合の対応はどうしているのか。

A 4歳児の巡回相談は、園の先生の見立てによって、支援が必要となる可能性がある子をリストアップして、保護者との相談をスタートするものであり、こちらで一方的に決めつけているわけではない。また、その子にとっての学びの場は何が適切かということについては状況を見ながら、絶えず見直しをかけていっている。

Q 幼稚園、保育園などの就学前施設に通っていない子供もいると思われるが、そういった子供の対応はどうしているのか。

A 就学前施設に通っていない子供というのは実際において、その場合は、就学先の小学校の担当者が、家に訪問するようにはしているが、支援が必要かどうかの見極めが非常に難しく、大きな課題であると認識している。

Q 支援をする先生の負担も大変ではないかと思うが、先生へのサポートはどのように対応しているのか。

A 特別支援教育のサポートチームというものがあり、支援の在り方について相談があれば、サポートチームのスタッフが授業の様子などを見て、アドバイスがもらえるようになっている。

Q 玉野市版インクルーシブ教育システムの構築に当たって、関係者の連携のポイントは

A 小・中学校間の連携、地域における連携において、重要な役割を果たしているのが特別支援教育ネットワークであり、ここで定期的に幼稚園と小学校の連携のケース会議や小・中学校の連携のケース会議が定期的に行われる仕組みができています。ここまでするにはある程度の年数を要したが、ここでの情報連携というものが非常に充実してきているのがポイントである。

(なお、最後に議場を見学させていただいた。)

